

17 粧工連名称第1号  
平成17年2月15日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会  
全成分表示名称委員会  
委員長 中村 淳

「日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン  
(平成14年2月27日)」の改訂について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、粧工連全成分表示名称委員会では、化粧品の成分表示に活用していくために、「化粧品の成分表示名称リスト」を作成しております。

このリストには、「日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン(平成14年2月27日)」に基づいて命名致しました表示名称を収載しております。

このたび、表示名称作成の考え方をより明確にすること及び略号の追加が必要となりましたことから、「日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン(平成14年2月27日)」を別添のとおり改訂するとともに、今後新たな表示名称の作成にあたっては改訂致しました事項を踏まえて化粧品の表示名称の作成を行ってまいります。

以上ご連絡申し上げます。

敬具

別添  
平成17年2月15日

「日本化粧品工業連合会表示名称作成ガイドライン  
(平成14年2月27日)」の改訂

<改訂1>

(現行)

III-1. 翻訳の方法

1. 植物由来成分、発酵産生物及び培養物については、次の考え方に基づき名称を作成する。

(1) 植物由来成分

表示名称に採用する植物名は、図鑑、事典等で確認できる名称を用い、原則として次の順位にしたがって作成する。

- ・第一順位： 和名
- ・第二順位： 英名
- ・第三順位： 学名(属・種までを翻訳)

(改訂)

III-1. 翻訳の方法

1. 植物由来成分、発酵産生物及び培養物については、次の考え方に基づき名称を作成する。

(1) 植物由来成分

表示名称に採用する植物名は、図鑑、事典等(注)で確認できる名称を用い、原則として次の順位にしたがって作成する。

- ・第一順位： 和名
- ・第二順位： 英名
- ・第三順位： 学名(属・種までを翻訳)

(注) 図鑑、事典等としては、当面、「原色牧野植物大図鑑（北隆館）」、「原色牧野和漢薬図鑑（北隆館）」、「世界有用植物事典（平凡社）」、「植物の世界（朝日新聞社）」、「園芸植物大事典（小学館）」及び「薬用植物大事典（廣川書店）」を対象に表示名称を作成する。

なお、海藻については、「原色日本海藻図鑑（保育者）」を、菌類については、「原色日本新菌類図鑑（I）及び（II）（保育社）」を対象に表示名称を作成する。

<改訂2>

(現行)

III-1. 翻訳の方法

3. 一般に、酸とアルコールのエステルは、そのエステルを構成する酸、次に構成するアルコールの順に組み合わせ、「エステル」の語は省略して作成することを原則とするが、官能基としての性質を残していると考えられる酸については、名称の後半に置く。

(改訂)

III-1. 翻訳の方法

3. 一般に、エステルは、それを構成する酸、次にアルコールの順に組み合わせて名称を作成するが、官能基としての性質を残していると考えられる酸については、名称の後半に置く。

なお、エステルや脂肪酸塩等において、動植物油由来の脂肪酸を使用した成分の場合、INC I名では動植物名の語尾に「-ATE」を付記した造語を使用している。このような成分の場合、音訳をせずに、動植物の和名の後に「油（又は脂）脂肪酸」を付記して表示名称を作成する\*。

<改訂3>

附則別表3への追加

(略号)	(名称)
MD I	メチレンジフェニルジイソシアネート

\*名称作成例

SODIUM TALLOWATE：牛脂脂肪酸Na

DECYL OLIVATE：オリーブ油脂肪酸デシル

以上